

議案第 8 6 号

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改める。

第10条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第32項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（境港市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 雇用保険法等の一部改正に伴う失業者の退職手当の改正

【失業者の退職手当】退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付額に満たず、かつ、退職後一定期間失業している場合に、その差額分を特別の退職手当として支給するもの

(1) 就業手当の廃止に伴う整理（第1条関係）

就業促進手当のうち、厚生労働省が定める安定した職業以外に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止されることに伴う当該手当に関する規定の削除及び引用条項等の整理

(2) 失業給付の給付日数の延長に関する暫定措置の延長（第2条関係）

雇用保険法において、雇止めや解雇等により離職した者で、雇用情勢が悪い地域に居住する者に対する失業給付の給付日数を延長する暫定措置が、令和9年3月31日まで延長されたことに伴う改正

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 87 号

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例制定について

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例

境港市文化ホール条例（平成 6 年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「

楽屋、リハーサル室	150	150	150	200	200	300	1 室当たり
イベントスペース	520	520	520	940	940	1,370	

」を

「

楽屋、リハーサル室	150	150	150	200	200	300	1 室当たり
ホワイエ	520	520	520	940	940	1,370	
イベントスペース	520	520	520	940	940	1,370	

」に

改め、同表備考中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 ホールの使用料には、ホワイエの使用料を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 ホワイエの使用料の新設（別表 1 関係）

文化ホールの施設において、ホワイエのみでも使用できるよう、新たに使用料を設定する。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 88 号

境港市予約型乗合バスの運行に関する条例制定について

境港市予約型乗合バスの運行に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市予約型乗合バスの運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共交通手段の確保を図り、公共の福祉の増進に資するため、市が有償で予約型乗合バスを運行するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、その運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が運行する予約型乗合バスの名称は、境港市予約型乗合バス（以下「乗合バス」という。）とする。

2 乗合バスは、道路運送法（昭和26年法律第183条）第78条第2号の規定に基づき、利用を希望する者の予約に応じて、乗合により有償で運行する。

(運行区域)

第3条 乗合バスの運行区域は、市内全域とする。

(運行日等)

第4条 乗合バスの運行日は、1月4日から12月30日までの毎日とする。ただし、市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行を制限、変更又は中止することができる。

2 運行時間及び乗降場所については、市長が別に定める。

(利用方法)

第5条 乗合バスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、事前に登録を行うものとする。

2 前項の登録をした利用者は、乗合バスを利用するときは、予約するものとする。

(使用料)

第6条 乗合バスの使用料は、区間に関係なく乗車1回につき100円とする。ただし、小学校就学前の者については無料とする。

2 前項の規定のほか、回数乗車券及び定期券（以下「乗車券等」という。）によっても使用することができるものとし、次の各号に定める区分に応じた使用料の額を、当該乗車券等の発行と引換えに納付しなければならない。

(1) 回数乗車券により乗車する者 別表第1に掲げるとおりとし、乗車する者を特定しないものとする。

(2) 定期券により乗車する者 別表第2に掲げるとおりとし、券面に記載された者に限り、定められた期間内において不特定回数乗車することができるものとする。

(使用料の減額等)

第7条 市長は、使用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、使

用料の5割を減額する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護人は1人に限る。）
 - (2) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護人は1人に限る。）
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護人は1人に限る。）
- 2 前項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、乗車券等の発行時に、当該要件を証するものを提示しなければならない。
- 3 市長は、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 使用料は前納とし、既納の使用料は還付しない。ただし、天災その他特別の事由により市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（過料）

第9条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（乗車の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、乗合バスに乗車することができない。

- (1) 危険物、多量の荷物、その他旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯する者
- (2) その他、乗車する者に迷惑を及ぼす恐れのある者

（業務等の委託）

第11条 市長は、乗合バスの運行業務及び車両管理、並びに使用料の収納事務の全部又は一部を委託することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月12日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用者の登録、予約及び乗車券等の発行その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 境港市民バスの運行に関する条例（平成12年境港市条例第32号）の規定により発行した乗車券等は、乗合バスにおいても使用することができるものとする。

別表第1（第6条関係）

回数乗車券の種類	金額
回数乗車券11枚綴り	1,000円

別表第2（第6条関係）

定期券の種類	金額
3か月定期券	3,000円

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市予約型乗合バスの運行に必要となる条例の制定

新しい公共交通となる、「境港市予約型乗合バス」の運行に必要な、運行区域、運行日、利用方法、使用料等を定める。

〔境港市予約型乗合バス〕

従来のはまる一ふバスと異なり時刻表や決まったルートがなく、A I（人工知能）を活用し利用者一人ひとりのニーズに合わせて運行する予約型の乗合バスで、予約をした方のみが利用することができる。

2 施行期日

令和 7 年 1 月 1 2 日

議案第 89 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成９年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項中

「

名 称	建設年度	所在地	構造別	備考
渡団地	昭和43	境港市渡町1922番地1	準耐平屋	4戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	8戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸

」を

「

名 称	建設年度	所在地	構造別	備考
渡団地	昭和44	境港市渡町1876番地	準耐平屋	8戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸

」に

改める。

附 則

この条例は、令和７年１月１日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅の一部廃止（別表第1関係）

渡団地（昭和43年度）を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現行	改正後
公営住宅	渡団地	昭和43年度	4	0

2 施行期日

令和7年1月1日